

様式 1

令和 年 (20 年) 月 日

(あて先) 札幌市長

申請団体
住 所
代 表 者

手稲区まちづくり活動促進助成金交付申請書

標記助成金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金申請区分： まちづくり協議会の運営 ・ 事業
- 2 助成対象団体名： _____
事業名（事業区分のみ）： _____
- 3 助成申請額： _____ 円（助成対象経費： _____ 円）
- 4 助成金の交付時期（希望する交付方法に○を記入）
() 実施後に確定額で交付を受けたい
() 実施前に概算額で交付を受け、実施後に確定額との差異を精算したい
(概算交付を希望する理由)

--

- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式 1 の 2）※ 事業区分のみ
 - (2) 収支予算書（様式 1 の 3）
 - (3) まちづくり協議会の概要（様式 1 の 4）※ まちづくり協議会の運営区分のみ

【誓約事項】（札幌市補助金等交付規則（令和 8 年規則第 24 号）関係）（裏面）

<input type="checkbox"/>	当該申請には、上記規則第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる法令違反等はありません。また、申請者は同規則第 5 条第 3 項各号に該当していません。
--------------------------	--

※ 参考：札幌市補助金等交付規則（抄）（令和8年規則第24号）

（交付申請）

第4条 補助金等の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする者は、市長の定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 補助事業等の名称、目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書
- (2) 当該補助事業等に係る事業計画書、収支予算書その他の市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、交付申請があつた場合は、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な補助金等の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

3 市長は、交付申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (4) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適當であると市長が認める者